

天津大野木マイツニューズレター

2010年2月号

2010年2月25日 担当:安達友信

技術使用料と技術サービス料の企業所得税課税について

これまで各地域や税務担当者の理解不足により適用される課税方法が不安定であった技術使用料と技術サービス料について、2009年9月14日に公布された「租税協定の特許権使用料条項執行における関連問題に関する通知」(国税函[2009]507号)において、課税の取り扱いが明確にされました。また、当該通知の補充通知として2010年1月26日付けで「租税条約の関連条項実施問題に関する通知」(国税函[2010]46号)が公布され、国税函[2009]507号の施行日前(2009年10月1日より前)に締結された技術譲渡及びサービス契約について、同日以前に特許権使用料条項の規定を適用して徴収した税金については、再度調整しないこととされました。

1. 技術使用料と技術サービス料について

中国における工場や生産ラインの立ち上げ、製品品質やサービス品質維持等のために、中国子会社に対し、日本親会社で蓄積された生産技術やノウハウ、特許技術等の許諾や技術指導を行い、その対価としてロイヤリティや技術指導料を日本親会社が収受しているケースにおいて、中国における課税の取り扱いがしばしば問題となります。

基本的な考え方としては、技術移転を目的として生産技術やノウハウ、特許権の使用権を譲渡或いは許諾する行為に対する報酬は技術使用料として、日中租税条約の使用料条項が適用されます。

一方、技術移転を伴わない技術サービスについては、日中租税条約の事業所得条項が適用されます。

この、使用料条項か事業所得条項かで企業所得税の課税取り扱いが大きく異なりますので注意が必要です。

区分	租税条約条項	課税方法
技術使用料	特許権使用料	税率10%で源泉徴収課税
技術サービス料	事業所得	恒久的施設(PE)を構成すると認定された場合、所得(利益)に対して税率25%で課税。原則申告納税。

(注1) 恒久的施設の判定：工事現場関連業務や役務提供業務がプロジェクトにおいて、6カ月を超えて行われる場合には、「恒久的施設」を有するとされます。

(注2) 所得額の計算は一般的に推定利益率(10%~40%の範囲)を用いる。

企業所得税額=課税対象報酬額×推定利益率×25%

2. 技術譲渡契約に含まれる技術サービスについて

ノウハウや特許権の使用権を譲渡又は許諾する過程において、許諾側が技術員を派遣し、許諾技術の使用に関わる支援や指導等の技術サービスを提供している場合には、原則として使用料とみなして課税されます。

しかしながら、当該派遣人員のサービスが恒久的施設を構成する場合には、当該サービス部分について租税条約の事業所得条項が適用されます。(国税函[2009]507号)

3. 国税函[2009]507号施行日(2009年10月1日)前の取引について

2009年10月1日以前に締結された技術譲渡及びサービス契約について、関連サービスが10月1日をまたぎ、当該サービス料に対する税務手続きを行っていない場合、国税函[2009]507号の規定を適用する。この場合の技術サービスに対する恒久的施設を構成するか否かを判定する際には、全ての業務時間で判定する。

ただし、2009年10月1日以前に技術譲渡及び関連サービス収入に対して使用料条項を適用し既に納税した税金については、再度調整しないこととされています。

4. その他の留意点(PE認定による個人所得税課税問題)

技術サービスについてPEと認定された場合、当該サービス提供のために派遣された人員については、個人所得税の短期滞在者免税規定(いわゆる暦年183日ルール)は適用されず、当該派遣人員の中国における個人所得税について、サービス提供のため中国に滞在した日数に応じた納税が必要となります。

上記の通り課税取り扱いが明確にされてことにより、今後はこれらの取引に関する課税について、適切かつ厳格に判断されるものと思われま

(完)